

さいきの森整備事業補助金交付要綱を次のように定める。

制定 令和2年10月2日伺定

改正 令和5年4月19日伺定

## さいきの森整備事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 森林の持つ公益的機能を持続的に発揮していくため、健全で優良な森林の造成を目指し、予算の範囲内において、森林整備事業を行うものに対し、さいきの森整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、佐伯市補助金等交付規則（平成17年佐伯市規則第56号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模森林 次に掲げる要件を全て満たす森林をいう。

ア 森林法（昭和26年法律第249号）第11条第1項に規定する森林経営計画の対象とされていない森林であること。

イ 人工林であること。

ウ 第4条の規定による申請を行う日以前10年の間において除伐、間伐その他の森林施業が行われていない森林であること。

エ この補助金による森林整備事業の実施完了から5年間は、皆伐をしない森林であること。

(2) 危険木 次の各号のいずれかに該当する樹木（竹を含む。）であって、公道、住宅、河川又は線路に被害を与えるおそれのあるものをいう。

ア 自然災害により、倒伏等をした樹木

イ 次に掲げる倒木の危険性が高い立木

(ア) 立木の損傷又は腐朽がおおよそ幹周の2分の1以上に広がっているもの

(イ) 立木の損傷が幹径の2分の1以上の深さであるもの

(ウ) 立木が末期の腐朽状態であるもの

(エ) 地下部の根茎全体が末期の腐朽状態であるもの

ウ 過度に成長した立木

(3) 危険林 危険木のある森林をいう。

(4) 生活保全林 次に掲げる要件のいずれかに該当する森林（竹林を含む。）をいう。

ア 野生動物による農作物等への被害が発生している地域の住居、農地又は道路に隣接する森林であること。

イ 住民の生活環境の保全上整備が必要であると市長が認める森林であること。

(補助対象者、補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及びこれに対する補助金の額は、別表のとおりとする。

2 次の各号のいずれかに該当するものに対しては、前項の規定にかかわらず補助金を交付しない。

- (1) 市税を完納していないもの
- (2) 佐伯市暴力団排除条例（平成23年佐伯市条例第43号）第6条第1号に規定する暴力団関係者であるもの
- (3) 前項に規定する補助対象経費について、国又は他の地方公共団体等から同様の趣旨の補助金等の交付を受けている、又は受ける見込みのあるもの  
(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとするもの（以下「申請者」という。）は、別表に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）に着手する前にさいきの森整備事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実施計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 施業予定位置図
- (4) 作業前写真
- (5) 暴力団関係者でない旨の誓約書（様式第4号）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の通知)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、さいきの森整備事業補助金交付決定通知書（様式第5号）又はさいきの森整備事業補助金不交付決定通知書（様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定を受けた事業が完了したときは、さいきの森整備事業実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

- (1) 補助対象事業の実績書（様式第8号）
- (2) 収支決算書（様式第9号）
- (3) 施業位置図
- (4) 補助対象事業の着手前、完了後及び作業中の写真
- (5) 施業面積を確認することができる書類
- (6) 補助対象事業を委託して行った場合は、契約書その他の委託内容を確認することができる書類及び委託料を支払ったことを確認することができる書類
- (7) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第7条 市長は、前条の規定による報告があったときは、その内容を審査の上、さいきの森整備事業補助金の額の確定通知書(様式第10号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、速やかにさいきの森整備事業補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月19日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	補助対象者	補助対象経費	補助金の額
1 小規模森林整備事業	小規模森林の所有者	小規模森林において行う、除伐又は間伐(それらの施業面積が0.05ヘクタール以上であるものに限る。)に要する経費(ただし、伐倒木を有価物として搬出する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額を補助対象経費とする。)	19万円に施業面積(単位ヘクタール)を乗じて得た額又は補助対象経費の3分の2以内の額のいずれか低い額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、30万円を上限とする。
2 危険林整備事業	1 危険林の所有者 2 危険木により住宅等に直接的な被害を受けるおそれのある者	危険林(施業面積が0.01ヘクタール以上で、林業事業者に施業を委託したものに限る。)における危険木の伐採、撤去及び処分に要する経費(ただし、危険木を有価物として処分する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額を補助対象経費とする。)	補助対象経費の3分の2以内の額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、30万円を上限と

			する。
3 生活保全林整備事業	<p>1 本市に住所を有する生活保全林の所有者等で組織する団体</p> <p>2 生活保全林の所在する地域の自治会</p>	<p>林縁から 50 メートル以内の生活保全林(施業面積が 0.05 ヘクタール以上であるものに限る。)において、針広混交林若しくは広葉樹林の造成又は緩衝帯の整備に要する次に掲げる経費(ただし、伐倒木を有価物として搬出する場合は、補助対象経費からその売却金額を控除した額を補助対象経費とする。)</p> <p>(1) 下刈り</p> <p>(2) つる切り</p> <p>(3) 立木の伐採</p> <p>(4) 侵入竹の伐採</p> <p>(5) 樹木等の植栽</p> <p>(6) 枝払い</p> <p>(7) 玉切</p> <p>(8) 樹木等の撤去及び処分</p> <p>(9) その他市長が必要と認める経費</p>	<p>80 万円に施業面積(単位ヘクタール)を乗じて得た額又は補助対象経費のいずれか低い額(その額に 1,000 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、100 万円を上限とする。</p>